アウトソーシング推進のための指針

平成19年3月

長門市

目 次

| 1. | はじめに | 1 |
|----|---|---|
| 2. | アウトソーシングの進め方 | 1 |
| | (1)アウトソーシングとは(2)事務事業の総点検(3)対象から除外する業務 | 1 |
| 3. | 民間委託 | 2 |
| | (1)民間委託とは(2)民間委託の留意点(3)業務委託以外の民間委託の手法 | 3 |
| 4. | 民営化 | 4 |
| | (1) 民営化とは(2) 民営化の判断基準(3) 民営化の留意点 | 4 |
| 5. | アウトソーシングの推進体制 | 5 |
| | (1)推進計画の策定(2)推進体制(3)スケジュール | 5 |
| | $\sim \sim $ | |

1. はじめに

近年、本市を取り巻く経済・社会情勢は、年々その様相を大きく変えています。特に、 景気低迷や国の三位一体改革の影響を受け、市の財政構造はこれまで以上に厳しいものと なっていることから、計画的な職員数の削減、組織機構の見直しなど、新たな行財政改革 に取り組んでいるところです。

公共の分野では、指定管理者制度などの新たな制度によって、これまで行政の領域であった部分に、民間企業やNPOといった多様な主体が参入する事例が増えています。本市においても、限られた行政資源の「選択と集中」を行うには、公共サービスにおける官と民の役割分担の明確化、市民との協働による行政運営が課題となっています。

このような状況を踏まえ、本指針は、長門市経営改革プランに基づき、行政業務のアウトソーシングを推進するための基本的な考え方を定めるものとします。

2. アウトソーシングの進め方

(1)アウトソーシングとは

なお、行政業務のアウトソーシングにあたっては、 官と民の役割分担を検討する中で、民間に任せた方が 効率的・効果的に業務執行ができるものは民間に任せ ることを基本とし、事務事業の点検を進めていきます。

NPO等とは、NPO法人、ボランティア団体、自治会(行政区)、市民活動団体をいう。

PFIは、公共施設の整備に民間の資金や技術力、経営力を活用する手法。平成11年にPFI法成立。

| | 民営化 | |
|--------|------|----------|
| 곳 c | 民間委託 | 業務委託 |
| ソウトソ | | 指定管理者制度 |
| ーシング | | NPO等との協働 |
| グ | | 人材派遣 |
| | | PFI |

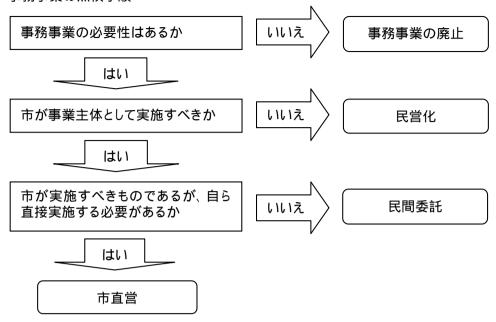
(2)事務事業の総点検

具体的な進め方としては、「事務事業の点検手順」によって判断をすることになります。 現時点で一部委託をしている業務にあっても、その延長上で考えるのではなく、戦略的な 視点から、事務事業の総点検をする必要があります。

アウトソーシングを検討する視点

| | | |
|-------------|---|--|
| 項目 | 検討の視点 | |
| コスト縮減 | 業務全体でコストの縮減ができないか。 | |
| 市民サービスの向上 | 多様化する行政ニーズに対し、最も効率的で質の高いサービスを 提供できるのは誰か。 | |
| 雇用の拡大等 | 雇用の拡大や地域経済の活性化が図られないか。 | |
| 市民活動等の促進 | NPO等との協働により、市民活動や住民自治活動の充実が図られないか。 | |

事務事業の点検手順



(3)対象から除外する業務

行政業務を「作業」という視点からみた場合、民間に任せた方が効率的・効果的にできると思われるものがあります。しかし、次の要件に該当する業務については、市が直接の 実施主体となるべきであることから、アウトソーシングの対象から除外します。

| 除外する業務 |
|----------------------------------|
| 法令上で、行政職員が直接実施するべきとされているもの |
| 許認可等で公権力の行使に該当するもの |
| 政策・施策の企画立案・調整・決定など、市自らが判断をするべきもの |
| 公平・公正の確保、個人情報保護のため、市が自ら実施すべきもの |

3. 民間委託

(1)民間委託とは

行政責任を果す上で必要な監督権などを留保し、行政業務を民間企業、外部の団体や個人に委託することを「民間委託」と言います。他の地方自治体で民間委託されている事務事業を類型ごとに区分し、原則として委託業務を拡大する方向で検討するものとします。

新たな分野で民間委託を検討する場合の視点

| 項目 | 検討の視点 |
|-------------|-----------------------------|
| 包括による民間委託 | 業務の全過程を、一括して委託することはできないか。 |
| 集約による民間委託 | 類似の事務を集約し、一括して委託することはできないか。 |
| 規制緩和による民間委託 | 国の規制緩和で、民間委託が可能となったものはないか。 |

民間委託を検討すべき事務事業の類型

| 民間委託を検討する類型 | 既に民間委託している事務事業(例) |
|------------------|----------------------|
| 現場で専門化された現業業務 | 施設の清掃、マイクロバス運転、給食調理 |
| 定型化された事務を行う業務 | 電算データの入力、統計・調査業務 |
| 一時的に業務が増加、集中する業務 | 健康診断 |
| 高度な専門知識を必要とする業務 | 電算システム開発、測量・設計、調査・分析 |
| 施設管理·運営業務 | 公共施設の管理運営、福祉サービス業務 |
| 住民自治の振興につながる業務 | 集会施設等の管理運営 |

(2)民間委託の留意点

民間委託の可能性を検討する場合のチェックリスト

| 点検項目 |
|----------------------------|
| 市民サービスを低下させることはないか。 |
| 各種法令に適合しているか。 |
| 競争性、透明性、公平性を持った契約手続きが行えるか。 |
| 将来的にも安定的に業務の遂行が可能か。 |
| 経費の削減につながるか。 |
| 責任の所在は明確となるか。 |
| 個人情報等に関して情報管理が確実に行えるか。 |
| 事故発生時など緊急時の対応は可能か。 |
| 現在従事している職員を別の分野で活用できるか。 |

その他の留意事項

| 留意事項 |
|---|
| 市直営と委託のコスト比較を事前に行い、全体として効率が向上するかどうか検証する。なお、コスト比較にあたっては、人件費もコストに含める。 |
| 民間委託を推進する場合は、契約書又は協定書により、市と受託者の責任範囲を明確にするとともに、業務の実施過程において市の監督権が機能できるよう留意する。 |
| 個人情報を扱う事務事業や機密性の高い事務事業については、秘密保持を担保する 措置を講ずる。 |
| 契約書又は協定書だけでは定めきれないサービス内容の業務は、市と受託者の相互協議にてサービス品質に関する目標数値を設定し、サービスの品質保証に努める。 |

(3)業務委託以外の民間委託の手法

指定管理者制度

公の施設の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、委託 先が公共的団体や出資法人等に限られた「管理委託制度」から、民間事業者も対象とする 「指定管理者制度」に移行しています。市では、経過措置としての猶予期間である平成 18 年 9 月までに、14 施設で指定管理制度を導入しており、今後、更なる検討を進めます。

NPO等との協働

市における「協働」とは、NPO 等と行政とが共通の問題意識を持つ領域において、お互いの特性を認識し、対等な立場のもとに協力し合う関係を言います。このような協働を検討するにあたっては、事業の目的や内容、NPO の専門性などにより、最もふさわしい協働の形態を選択する必要があります。

人材派遣

人材派遣では、労働派遣法に基づき労働者派遣事業者から労働者の派遣を受け、市の指揮命令下で業務に従事することになります。補完的な業務について、事業内容等を勘案し、その活用を検討します。

PFT

PFI事業は、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、公共施設等の建設、維持管理及び運営を一体的に行うものです。この事業メリットを発揮させるには、一定以上の事業規模が必要とされていることから、十分な調査を行った上で、活用の検討を行います。

4. 民営化

(1)民営化とは

民間がサービスの提供や事務事業を行う方が望ましいものについては、施設の移譲や事務事業を廃止することで、民間が業務執行の実施主体となることを「民営化」と言います。

(2)民営化の判断基準

| 判断基準 | |
|--|--|
| 事務事業の性質又は法令等の変化により、行政が実施主体となって行う必要性が失われ、又は減少しているもの | |
| 民間によって、同種のサービスが提供されていて、行政が実施主体から撤退しても十分なサービスの量や質が継続して確保されるもの | |
| 市場原理、民間の活力等の活用により、効率性とサービスの向上が期待できるもの | |
| 事業実施に伴う収入があり、経営努力により採算が見込まれるもの | |

(3)民営化の留意点

| 留意点 | |
|--------|---|
| 市民の視点 | 民営化の取り組みにあたっては、必要に応じ、市民や利用者等の利害関係者に対する情報の提供、意見徴収など、民営化に対する十分な理解を得るように努める。 |
| 段階的な移行 | 民営化を円滑に実施するため、必要に応じ、民営化後の実施主体として予定する者に対する民間委託、続いて、民営化後の実施主体に対する期間を限った支援の実施など、民営化への段階的な移行を検討する。 |
| 事前の検証 | 民営化の検討にあたっては、予想されるサービスの質や量、コスト、 受益者負担の程度等について、直営で継続する場合との比較検討 を行う。また、業務遂行能力、執行体制など実施主体としての的確 性についても十分な検討を行う。 |

5. アウトソーシングの推進体制

(1)推進計画の策定

アウトソーシングを効果的に実施するため、全庁的な視点から推進計画を策定します。 また、アウトソーシングは、組織機構や定員管理と連動させることで、より効果が発揮で きることから、「組織整備計画」や「定員適正化計画」との整合性を確保します。

(2)推進体制

アウトソーシング推進計画の調整及び進捗管理は、長門市組織検討委員会が行います。

(3)スケジュール

指針の策定 平成19年3月

対象業務の検討 平成19年9月まで

パブリックコメントの募集 平成20年1月

推進計画の策定 平成 20 年 3 月

推進管理 平成 20 年 4 月から